

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

1. 改正内容

別表（第3条関係）協議会委員について、佐渡市総合政策監退職に伴い「市長が指名する委員」として佐渡市観光振興部長を新たに加える。

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

別表（第3条関係）

所属	区分
佐渡市副市長	市長が指名する者
佐渡市 <u>観光振興部長</u>	市長が指名する者
新潟交通佐渡株式会社	関係する公共交通事業者等
佐渡地区ハイヤー協会	関係する公共交通事業者等
佐渡汽船株式会社	関係する公共交通事業者等
新潟交通佐渡労働組合	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	地方運輸局長が指名する者
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	地方運輸局長が指名する者
新潟県佐渡地域振興局地域整備部	道路管理者、港湾管理者
佐渡警察署	公安委員会
佐渡市民生委員児童委員協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市社会福祉協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市老人クラブ連合会	地方公共交通の利用者
佐渡市女性団体連絡協議会	地方公共交通の利用者
佐渡観光交流機構	会議の運営上必要と認められる者
長岡技術科学大学大学院	学識経験者